

◎ 就学援助の申請は、毎年度必要となります。

保護者のみなさまへ

令和3年度の就学援助について（ご案内）

小野市教育委員会

市では、今年度も就学援助について実施いたします。この制度は、経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者の方に、給食費や学用品費など、学校で必要となる費用の一部を援助する制度です。

就学援助を受けるには、下記の3要件のいずれかを満たす必要があります、申請が必要となります。

1. 援助を受けられる方

- (1) 生活保護を受けている方（修学旅行費のみが対象）
- (2) 令和2年度または令和3年度において、保護者が次の①から⑧のいずれかの世帯に該当し、かつ前年(令和2年1月1日～令和2年12月31日)の世帯の合計所得が下記の認定基準額以下の世帯
 - ①生活保護の停止または廃止になった世帯
 - ②市民税の非課税または減免を受けた方
 - ③個人事業税の減免を受けた方
 - ④家屋の新築等以外の理由で固定資産税の減免を受けた方
 - ⑤国民年金または国民健康保険の保険料の減免を受けた方
 - ⑥生活福祉資金の貸付けを受けた方
 - ⑦職業安定所の日雇労働者として登録している方
 - ⑧その他、収入が少ない、または収入が不安定の世帯

認定基準額	(単位：円)				
世帯構成人員 (生計同一人員)	2人	3人	4人	5人	6人以上 1人増毎
認定基準額 (総所得額)	1,815,000	2,321,000	2,771,000	3,181,000	加算 464,000

- (注) 1. 所得とは所得証明書の合計額をいいます。(源泉徴収票をお持ちの方は「給与所得控除後の金額」でご確認ください。)
- 2. 所得のある人が世帯で2人以上の場合は、各人の所得を合算した額で比較します。
- 3. 世帯には、生計を同じくする家族全員(単身赴任中の保護者など)を含みます。

(3) 児童扶養手当の支給を受けている方

※「特別児童扶養手当」は対象となりません。ご注意ください。

2. 援助の内容

(○印は援助を受けられるもの)

学校・学年 援助する費目	小 学 校									中 学 校			生活保護受給中の方		入学前支給	
													小学校6年	中学校9年	新小学校1年 入学前	新中学校7年 入学前
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
学用品費・通学用品費	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
校外活動費	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
新入学学用品費	○									○						
新入学学用品費(入学前支給分)						○									○	○
修学旅行費						○							○	○		
学校給食費	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
通学費(市内の学校に限る)	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
体育実技用具費							○	○	○							
卒業アルバム購入費						○			○							

※校外活動費：宿泊を伴うもののみ。 ※卒業アルバム購入費：河合小のみ5年生が対象
 ※通学費：通学距離が、小学校は片道4km以上、中学校は片道6km以上で、交通機関を利用する者。
 ただし、市内の学校に限る。

〆切:4月28日(水)

3. 申請の方法

- ◆援助を希望される保護者の方は、下の「就学援助申出書」を学校へ提出してください。
 正式な申請書様式は、その後学校より配布されます。
 - ◆左記の認定要件(2)に該当する方 世帯全員(年金受給者、所得が0円の方も含む。
(ただし、高校生以下の子どもは不要)の『令和3年度(令和2年中所得)市民税・県民税(所得・課税)証明書』(令和3年1月1日居住地の市役所で発行)を添付してください(確定申告書の写し等は不可)。
 小野市の場合、窓口は1階市民課で6月10日(予定)から発行可能です。また、マイナンバーカードをお持ちの方はコンビニでも発行できます。そのため、先に申請書のみ提出いただき、後日、所得証明書を提出ください。
 - ◆左記の認定要件(3)に該当する方 『児童扶養手当証書の写し』を添付してください。(最新の期限のものでお願いします。)
- 《問い合わせ先》 在学校または市教育委員会教育指導部学校教育課 (☎63-2409 直通)

(切り取り線) ※正式な申請の前に、まず、この用紙を在学校へご提出ください。

令和3年度
就学援助申出書 〆切:4月28日(水) 令和 年 月 日

学校名： _____ 学校 学年・クラス： _____ 年 組

児童生徒氏名： _____

保護者氏名： _____ (住所：小野市 _____)

- ※ 就学援助を希望する方は、まず、この用紙を学校に提出し、申請用紙をお受けください。
- ※ 小学生と中学生のいるご家庭は、それぞれの学校に1枚ずつ提出してください。